

# 事業所指定業務

監査指導部 指定担当



# 目次

1. 電子申請届出システム
2. 処遇改善加算等
3. 手続きガイド
4. 業務管理体制の届出
5. メールアドレスの登録



# 1. 電子申請届出システム

- ・厚生労働省が全国的に導入を進めているシステム
- ・神戸市では2023年4月から本格運用を開始

⇒ 新規申請、更新、変更、加算等の届出を

**即時**に、**ペーパーレス**で行うことが可能に

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※紙書類による提出も引き続き受付

- ・詳しくは別紙のチラシをご覧ください



# 1. 電子申請届出システム

## ◆利用開始にあたって

- ・ デジタル庁が発行する「**GビズID**」が必要
- ・ 「**プライム**」「**メンバー**」は利用可能、「エントリー」では利用不可
- ・ 申込には、所定の申請書と印鑑証明書が必要（郵送申請）
- ・ 申込から審査完了までに1～2週間程度  
⇒ システム利用にあたり、早めの申込をご検討ください

【参考】 GビズIDホームページ <https://gbiz-id.go.jp/top/>



# 1. 電子申請届出システム

◆完全ペーパーレス化に向けて

## ①登記情報提供サービス ※有料

- ・発行された照会番号の報告により、登記事項証明書は不要

<https://www1.touki.or.jp/>

## ②キャッシュレス決済

- ・審査手数料（新規、更新時）のクレジットカード払が可能に

新規 <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/28869d64-87e5-4037-ae67-56d971603633/start>

更新 <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/16192195-9659-42f3-b458-4a8f090ca5d2/start>



## 2. 処遇改善加算等

- ・ 令和5年度計画書は、4月17日〆切  
前年から様式が改正されているため、必ず最新の様式を使用

### ◆ 提出方法

① 前年度と同じ区分で引き続き算定する場合

⇒ e-KOBE（神戸市スマート申請システム）

② 新規算定、前年度と別の区分で算定する場合

⇒ 電子申請システム（厚生労働省システム）または郵送



## 2. 処遇改善加算等

- ・ 年度途中の算定、区分変更は、

算定を開始する日の前々月の末日 までに届出が必要

(例：10月1日から算定の場合、8月末必着)

【参考】 神戸市ホームページ（処遇改善加算のページ）

[https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/sogojigyo\\_todokede/syoguukasan.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/sogojigyo_todokede/syoguukasan.html)



## 3. 手続きガイド

- ・ 質問に答えることで、更新・変更手続きに必要な書類を一覧表示、一括ダウンロードも可能

### 【更新申請】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/care-business-update?area=care-business>

### 【変更届】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/care-business-change?area=care-business>



## 4. 業務管理体制の届出

- ・届出を行っていない場合
  - ・法人の所在地、代表者などに変更がある場合
- } 届出が必要
- ・従来：法人規模により届出先が異なる
    - ⇒ 厚生労働省が全国一元のシステムを導入予定  
(令和5年春運用開始、別途案内)

【参考】神戸市ホームページ（業務管理体制のページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shidoukansa/gyomukannri-todoke.html>



## 5. メールアドレスの登録

- ・ コロナ関連、報酬改定に伴う手続など、  
神戸市からのお知らせを不定期に送信
- ・ 新規登録、登録変更 ⇒ **変更届**をご提出ください
- ・ 事業所の共用アドレスでの登録を推奨

【参考】 神戸市ホームページ（変更届のページ）

[https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigo\\_service/kiteiyoushiki/shinseitodoke/henkou\\_todoke.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigo_service/kiteiyoushiki/shinseitodoke/henkou_todoke.html)

